

## 「指導農業士において2名のうち女性1名を推挙。認定した女性の認定農業者はいなかった。」についての説明

## «抜粋» 第2次木津川市男女共同参画計画 事業調査票(令和6年度調査票:R5年度分)

※評価:A.実施できた・B.一部実施できた・C.実施できなかった

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和5年度)	課題・今後の方針
19	基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(2)働く場における男女共同参画の推進	④多様な働き方への支援	女性農業士等の認定促進	農政課	農業振興係	農業士への女性の推挙、女性の認定農業者・認定新規就農者として相応しい人物の認定審査。	A 指導農業士において2名のうち女性1名を推挙。認定した女性の認定農業者はいなかった。	今後、新たに農業士として相応しい人物がいれば推挙していく。また、認定農業者の女性参画・担い手確保に向けて促進していく。

## 京都府農業士認定制度

農業士とは、優れた農業経営や健全な農家生活の確立など、意欲的に実践活動に取り組んでいる農業者を、

市町村からの推薦を受けて「指導農業士」「青年農業士」として知事が認定。

認定時の年齢に応じて指導農業士と青年農業士と分けられる。

## 令和5年度 女性は1名推薦・認定。

市内 指導農業士 4名 青年農業士 2名(令和6年8月現在)

(うち女性 指導農業士2名 青年農業士0名)

## 認定農業者制度

市に申請して認定を受けた農業者。整備費用の一部を助成する制度が受けられる。

## 令和5年度申請数は1件申請、認定。

(うち女性を含む申請は0経営体)

市内認定農業者数は30経営体(会社、夫婦、個人)

うち2経営体が夫婦での申請により女性農業者を含む。(令和6年3月現在)